令和７年度

一般社団法人静岡県介護福祉士会

第 17 回　定時総会

一般社団法人静岡県介護福祉士会

日本介護福祉士会倫理綱領

1995 年 11 月 17 日宣言

前文

私たち介護福祉士は、介護福祉ニーズを有するすべての人々が、住み慣れた地域において安心して老いることができ、そして暮らし続けていくことのできる社会の実現を願っています。

そのため、私たち日本介護福祉士会は、一人ひとりの心豊かな暮らしを支える介護福祉の専門職として、ここに倫理綱領を定め、自らの専門的知識・技術及び倫理的自覚をもって最善の介護福祉サービスの提供に努めます。

（利用者本位、自立支援）

１．介護福祉士は、すべての人々の基本的人権を擁護し、一人ひとりの住民が心豊かな暮らしと老後が送れるよう利用者本位の立場から自己決定を最大限尊重し、自立に向けた介護福祉サービスを提供していきます。

（専門的サービスの提供）

２．介護福祉士は、常に専門的知識・技術の研鑽に励むとともに、豊かな感性と的確な判断力を培い、深い洞察力をもって専門的サービスの提供に努めます。

また、介護福祉士は、介護福祉サービスの質的向上に努め、自己の実施した介護福祉サービスについては、常に専門職としての責任を負います。

（プライバシーの保護）

３．介護福祉士は、プライバシーを保護するため、職務上知り得た個人の情報を守ります。

（総合的サービスの提供と積極的な連携、協力）

４．介護福祉士は、利用者に最適なサービスを総合的に提供していくため、福祉、医療、保健その他関連する業務に従事する者と積極的な連携を図り、協力して行動します。

（利用者ニーズの代弁）

５．介護福祉士は、暮らしを支える視点から利用者の真のニーズを受けとめ、それを代弁していくことも重要な役割であると確認したうえで、考え、行動します。

（地域福祉の推進）

６．介護福祉士は、地域において生じる介護問題を解決していくために、専門職

として常に積極的な態度で住民と接し、介護問題に対する深い理解が得られるよう努めるとともに、その介護力の強化に協力していきます。

（後継者の育成）

７．介護福祉士は、すべての人々が将来にわたり安心して質の高い介護を受ける権利を享受できるよう、介護福祉士に関する教育水準の向上と後継者の育成に力を注ぎます。

目　　次

＊ 公益社団法人 日本介護福祉士会倫理綱領

○ 第 1 号議案(令和 6 年度事業報告(案)に関する件) ‥‥‥‥‥‥‥‥ 1

○ 第 2 号議案(令和 6 年度収支決算報告(案)並びに監査報告に関する件)‥‥ 13

○ 第 3 号議案(令和 7 年度事業計画(案)に関する件) ‥‥‥‥‥‥ 19

○ 第 4 号議案(令和 7 年度収支予算(案)に関する件) ‥‥‥‥‥‥ 25

○ 組織図 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 28

○ 代議員名簿 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 29

○ 記念講演 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 30

入会手続き方法

入会申込書

一般社団法人静岡県介護福祉士会定款

総 会 次 第

1. 開会あいさつ
2. 会長あいさつ
3. 議長団選出
    （1）議長選出
    （2）書記並びに議事録署名人選出
    （3）議長あいさつ
    （4）資格審査報告
    （5）総会設立宣言
    （6）議長より議事運営説明
4. 審議事項
    第 1 号議案　　令和 6 年度事業報告（案）に関する件
    第 2 号議案　　令和 6 年度収支決算報告（案）並びに監査報告に関する件
    第 3 号議案　　令和 7 年度事業計画（案）に関する件
    第 4 号議案　　令和 7 年度収支予算（案）に関する件
5. 議長団退任
6. 閉会あいさつ

【理念】

私たちは、良質な介護を提供するための自己研鑽に努めます。私たちは、介護福祉士と介護に携わる人たちの環境改善に努めます。

【活動指針】

介護福祉士の実践の場での活躍を支えるため、より良い研修の在り方と様々な課題解決に向けた研修等を提案します。また、介護に携わる者の心と体のバランスや職場環境の問題などに寄り添うことを考えていきます。

第１号議案　令和６年度事業報告（案）に関する件

【主旨】

生涯研修制度が構築され、当会の介護チームのリーダー養成も進み、認定介護福祉士が誕生しました。一方、感染症法上第5類に分類される新型コロナウイルスについて介護福祉現場で働く介護職にとっては、まだまだ厳しい状況が想定されます。蓄積された身体的・精神的疲労、更にハラスメント等の問題も大きくなる今、これらの問題にも継続的に向き合っていきます。

また、当会の仲間を増やし、組織力を高め、山積する課題を検討できる組織を目指していきます。さらに県民の介護福祉の充実を目指し、災害対策・支援等についても専門職の視点で関わっていきます。

【目的】

1. 介護に従事する者を支える職能団体となる
2. 介護の質を担保するための研修を提案する
3. 災害対策、支援が対応できる介護福祉士を養成する
4. 組織の力を強くする

【目標】

1. 職能団体として、介護職員等の WLB について提言できる
2. 研修を通じて、介護職員等の知識と技術を向上させ、質の高いケアを提供する
3. 災害対策、支援などの研修の提案や検討ができる介護福祉士を増やしていく
4. 会員の拡大を図る

【活動報告】

1. 介護職員が心身共に健康で、意欲的に働き続けられるように情報発信した。（ホームページ、Instagram・Facebook 等の SNS を活用した。）
2. 生涯研修体系にある介護福祉士基本研修、ファーストステップ研修を実施し、さらに認定介護福祉士養成研修養成を継続、運営することができた。研修の実施方法について、対面研修では、感染対策を講じながら行った。オンライン研修では、双方向のコミュニケーションを重視し、質疑応答やグループディスカッションを組み込むことで、研修を充実させることができた。
3. 県内の介護福祉職の防災意識向上と災害発生時の迅速かつ適切な対応を可能にするために、災害支援に関する勉強会を充実させた。
4. 対面による介護の学舎、介護技術コンテストを開催した。また、ブロック活動では、会員の交流の会を設け、会員の関わりを深める機会となった。

〔委員会〕

1. 組織強化委員会

・各種研修、ブロック活動において会の案内の配布、声掛けを行った。
・介護技術コンテスト実施に際し、県内の養成校学生の皆さんにも運営側で協力を得た。
・県内養成校の入学、卒業式に臨席及び祝電を送った。
・ブロック活動、委員会活動の役割等について整理を行った。
・県行政機関、県内の各介護福祉士養成校、本会による意見交換会を行った。

2. 災害支援委員会

災害時のマネジメントやボランティアの育成・派遣など、職能団体としての在り方や実際の対応等を目的に「災害フォーラム」「HUG 訓練研修」「災害支援委員・登録ボランティア勉強会」を下記により実施、委員会をオンラインにて行った。

（1）第 4 回災害フォーラム

開 催 日　8 月 3 日
内　　容　「報告から学ぶ災害支援」～災害に備え今何を準備しておくべきか～をテーマに能登半島地震の体験報告、災害時のアセスメントの重要性、福祉用具の活用について発表を行った。質疑応答にも対応し、多くの情報を発信する場となった。
参加人数　33 名
発 表 者　大倉清美氏（石川県介護福祉士会 理事）
田中こずえ氏 （社会福祉法人徳充会 石川県精育園）
深沢康久氏 （静岡県介護支援専門員協会 理事）
㈱ヤマシタ沼津営業所様

（2）避難所運営ゲーム（HUG）をやってみよう

開 催 日　3 月 22 日
内　　容　避難所運営ゲーム HUG を使って福祉避難所の利用者の安全を確保しながら、災害時に必要とされる支援を介護福祉士の視点も含め意見交換した。
参加人数　7 名

（3）災害支援委員・登録ボランティア勉強会

開 催 日　9 月 7 日
内　　容　災害支援の基本的姿勢を踏まえ、災害時における介護福祉士の役割等の講義を行った。今後の活動についての要望や意見を伺い、また登録メンバーの情報交換の場ともなった。
参加人数　9 名

3. 障がい福祉委員会

障がい福祉施策を理解し、介護の質の向上を目的として研修及び情報交換を行い「高齢化に伴う知的障がい者の理解と対応研修」「高齢化に伴う強度行動障がい者の理解と支援研修」「高齢化に伴う精神障がい者の理解と対応研修」を実施した。

（1）高齢化に伴う知的障がい者の理解と対応研修 ～高齢障がい者を支えるために知っておくこと～

開 催 日　10 月 23 日（水）

内　　容　高齢化に伴う知的障がい者の特性を理解し、行動やコミュニケーション等の課題を取り上げ、効果的な支援の在り方について学んだ。
受講人数　19 名（会員 10 名　一般 9 名）
講　　師　社会福祉法人ひかりの園理事　相談支援事業所まど
相談支援専門員　高木誠一氏

（2）高齢化に伴う強度行動障がい者の理解と支援研修　～自閉スペクトラム症の理解と支援～
開 催 日　12 月 21 日（土）
内　　容　強度の行動障がいを有する障がい者が、安定した生活を送るための大切な役割を担うため、必要な知識と技能の習得を目的として実施した。
受講人数　19 名（会員 11 名　一般 8 名）
講　　師　静岡県自閉症協会会長　津田明雄氏

（3）高齢化に伴う精神障がい者の理解と対応研修　～誰もが安心できる社会を目指して～
開 催 日　2 月 15 日（土）
内　　容　高齢化に伴う障がい者の重度化や増加、より多様化するニーズに対応するため、新たな知識を身につけ、介護の現場で活かせるように実施した。
受講人数　12 名(会員　10 名　一般 2 名）
講　　師　聖隷クリストファー大学　大場義貴氏

4. 広報委員会
（1）ホームページを積極的に活用し広く情報を発信した。
（2）会報誌 Bon くら～じゅ号外を 6 月に 99 号を 12 月に発行し会員及び県内の特養、老健、有料、障がい者施設に郵送し情報提供した。
（3）広く県民へ周知する機会でもあるフェスタシズウエルにて、高齢者疑似体験と介護相談で参加した。

5. 倫理委員会
職能団体として、公益社団法人日本介護福祉士会で定める倫理綱領及び行動規範を遂行するために、委員会を設置する予定としたが、特に問題になる案件もなかったため、開催には至らなかった。

6. 外部評価委員会
県内の地域密着型サービス外部評価対象事業所に対して、概ね例年通り 58 件の調査を実施した。
感染症拡大防止に留意し、調査員 2 名で 1 日の訪問調査を行った。
6 月に調査員現任研修を実施し、評価方法等の共有を図った。

7. ケアコンテスト委員会
静岡県コンベンションアーツセンターグランシップにて 11 月 23 日（土）開催。養成校の学生も実行委員の一員として運営に協力頂いた。今年度も自身のケアを振返り、知識を深める場、学びあう場となるような機会となった。今年度は『次につなげる』取り組みから、審査員・モデルも初めての方にも依頼、介護職の役割の一つでもある家族支援の観点から学生さんを家族役とし、介護技術コンテスト自体の新陳代謝を図ることもできた。表彰式では競技での最優秀者は県知事賞として表彰され、食事、体位変換部門から県知事賞を各1名、個別援助計画書の優秀賞として当会会長賞も同様に選出した。当日の模様はダイジェスト版にして YouTube で配信し、介護関係者、学生、県民に視聴頂けるよう周知した。

8. 介護の学舎委員会

10 月 14 日静岡県総合社会福祉会館シズウエルにおいて、ハイブリッドで実施した。テーマ「ケアのとびら」～その人らしさの見つけ方～「障がい福祉」個別支援で当事者の報告、「高齢福祉」その人らしさの支援を学ぼうと在宅支援と施設（養護老人ホーム）の事例報告がされた。その後、本音で語ろう！で意見交換を行った。会場参加者 33 名、オンライン参加 7 名、実行委員 21 名が参加した。

9. 出前講座委員会

県内の小規模な介護事業所職員が介護の知識・技術を学ぶことで、介護の質の向上及び介護職員の職場の定着ができるよう実施。令和 5 年度からの 12 テーマに、「BCP（事業継続計画）～自然災害編～」を追加した。既存の資料は、「高齢者虐待防止」「感染予防のための基礎知識」の内容を見直し、「事故予防と緊急時の対応」は、施設編と在宅編を作成した。訪問講義 68 回、オンライン講義 5 回、DVDの貸出 72 回、YouTube 視聴 83 回を行った。また、7 月に講師研修も実施し、質の担保に努めた。

10. 講師養成委員会

依頼があった事業所等に対して、オンライン講義 7 件、対面講義 21 件の事業所に講師を派遣した。そのうち 2 件は、静岡市からの依頼であった。

≪講師派遣事業≫（抜粋）

（1）TOKAIライフプラス（株）リフレア

開 催 日　5 月 21 日（火）　内　容　「感染症」 他 6 件

講　　師　山道昇三

（2）ケア・フリー静岡

開 催 日　11 月 14 日（木）　内　容　「認知症ケア」について 他 3 件

講　　師　山田英和

〔ブロック活動〕

県内を 8 ブロックの地域に分け担当理事、ブロック長、地域の会員（代議員等）が中心になり、ブロック活動を推進した。地域包括ケアシステムを意識した市町の取組みも視野に入れ、研修や地域との交流を図った。昨年度に引き続き、ミーティングはオンライン中心、交流会、研修はほぼ対面で行うことができ、会員同士の交流を図ることができた。

≪ブロック会議≫

■ブロック長会議　8 月 22 日　オンラインにて実施

■富士・富士宮　11 月 12 日　■駿東・田方　6 月 28 日、7 月 30 日、12 月 8 日、2 月 7 日

■下田・賀茂　8 月 21 日　■熱海・伊東　2 月 27 日　■東部合同　1 月 31 日

■静岡市介護福祉士会　7 月 19 日、11 月 8 日、3 月 21 日　■志太・榛原　11 月 30 日

■藤枝市介護福祉士会　6 月 6 日、10 月 25 日　■中東遠　6 月 7 日、7 月 22 日、10 月 22 日、3 月 25 日

■浜松　8 月 8 日、2 月 22 日、3 月 18 日　■浜松・中東遠合同　7 月 17 日、10 月 14 日

■西部合同　8 月 8 日

≪ブロック研修≫

ブロック	実施日時	研修名(テーマ)	講師	会場	参加人数名(名)	
					会員	非会員
富士・富士宮	2月16日	Ⅰ部 福祉レクリエーション	倉島修	多機能型イコイ	18	6
		Ⅱ部 介護技術	須田和枝			
駿東・田方	8月2日	potluck paety 交流会 新たな仲間づくり	―	みしま来研究所	12	4
	11月10日	自分も相手も守る介護技術	須田和枝	清水町福祉センター	13	7
	12月8日	支援付き意思決定支援研修第1回(全3回シリーズ)	飯塚哲男	清水町福祉センター	9	5
熱海・伊東下田・賀茂	1月25日	認知症ケア座談会 感染症拡大のため開催人数に至らず中止	峯田慶太氏 日髙達範氏	西伊豆保健センター	―	―
東部地区合同	3月22日	福祉施設の防災パワーを考える	花城久子氏	キラメッセぬまづ	19	2
静岡市介護福祉士会	10月13日	ボーリング大会＆レクリエーションミニ講座	倉島修	狐ヶ崎ヤングランド	15	5
	2月22日	藤枝市へ行こう第1弾 施設見学会＆説明会	小沼克典	介護老人保健施設ユニケア岡部	14	8
志太・榛原	11月30日	交流会 (仲間づくり＆情報交換会)	―	福福屋	12	0
中東遠	11月9日	介護で交流会	―	炭火焼とさか	6	0
	2月1日	小笠掛川保健福祉医療研究会協賛研修 認知症の理解	野田由佳里氏	小笠医師会講堂	15	3
西部合同(中東遠・浜松)	6月28日	介護技術 (移動・移譲編)	川上佳代子	介護老人保健施設さくらの苑	5	16
	9月22日	1部シナプソロジー＠メソッドを活用し介護・フレイル予防に活かす	黒木勝紀氏	浜松市福祉交流センター	27	5
		2部 認知症の方への接し方研修				
	11月3日	天竜産業観光祭り (高齢者疑似体験を実施)	―	天竜区二俣町クローバー通り	5	―
	3月2日	はままつ北フェス (高齢者疑似体験を実施)	―	都田総合公園	6	―

〔研修委員会・研修事業〕

1. 生涯研修制度に沿った研修の実施（公益社団法人日本介護福祉士会認定）

（1）介護福祉士基本研修

有資格者は介護過程の展開を専門性としその手法が現場で重要になるため、介護過程の展開を中心に、生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に活かせる介護福祉士の育成を目的とし4日間で実施。認定介護福祉士を目指すために受講必須のファーストステップ研修の受講要件となる。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	7/5、12、8/1、8	29 名（修了者 28 名）

（2）介護福祉士ファーストステップ研修

基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームのリーダーや初任者の指導者として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を育成している。今年度から修了期間が 2 年のため残り 6 科目は令和 7 年 7 月に修了予定である。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	R6 10/9、29、11/15、30、12/11、25、R7 2/7 2/27、3/25、4/10、4/23、5/9、6/5、27、7/18	会員 27 名 （修了予定者26名）

（3）認定介護福祉士養成研修

介護福祉士養成課程では学べない新たな知識（医療、リハビリ、福祉用具と住環境、認知症、心理・社会的支援、マネジメント等）修得し多職種との連携・協働を含めた認定介護福祉士として十分な介護実践力を身につけるために、前年度に引き続き 2 期生の養成を実施した。

会場	実施日	科　　目	受講者数
シズウエル	4/18・19・26	福祉用具と住環境	31 名
	6/2・7/21	認知症のある人への生活支援・連携	34 名
	8/10・9/21	心理的支援の知識・技術	30 名
	10/20・21	地域生活の継続と家族支援	29 名
	12/13・14・15	認定介護福祉士としての介護実践の視点	29 名
	2/9・10・11	個別支援計画書作成と記録の演習	24 名

（4）介護福祉士実習指導者講習会

介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」の実習指導者を対象に、必要な専門的知識及び教育方法を習得するために実施した。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	6/3、6/9、7/1、7/7	72 名（会員 22 名　非会員 50 名） 修了者 69 名

（5）介護福祉士実習指導者フォローアップ研修

新カリキュラムに関わる内容の理解と実習生受け入れのための体制づくりのポイントを学び、現場での悩みや困りごとを共有し、実習指導者受入れの事例を共有し意見交換を行った。

開 催 日　　2 月 14 日
受講者数　　13 名（会員7名、非会員6名）
講　　師　　サテライト万寿の杜施設長　杉山弘卓氏
　　三島総合病院附属介護老人保健施設　小田明弘氏

2. 認知症に関する研修

（1）認知症介護実践研修（実践者研修）県知事指定

高齢者介護の実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上・介護サービスの充実を図った。県内 3 会場、5 日間のカリキュラムで実施した。

会場	実施日	修了者数	場所
三島会場	5 月 31 日～9 月 24 日	42 名（会員 6 名 非会員 36 名）	三島商工会議所
浜松会場	8 月 26 日～11 月 28 日	46 名（会員 4 名 非会員 42 名）	浜松市福祉交流センター
静岡会場	10 月 7 日～1 月 21 日	68 名（会員 7 名 非会員 61 名）	シズウエル

（2）認知症介護実践研修（実践リーダー研修）県知事指定

静岡県認定、高齢者介護の実践者が実践研修等で得られた知識、技術をさらに深め、施設又は事業所において、ケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有した実践リーダーを養成するため 7 日間のカリキュラムにより実施した。

会場	実施日	受講者数
シズウエル	7/9 、7/22 、8/9 、8/22 、9/6 、9/17、11/26 または 11/29	70 名 修了者 67 名（会員 12 名 非会員 55 名）

（3）認知症の最新情報研修

関心の高いアルツハイマー病の新薬「レカネマブ」の患者への投与の実態、早期発見の課題等を専門医から伺い、認知症施策・支援制度や医療・介護サービスなど、総合的な取り組みを学んだ。

開 催 日　12 月 6 日（金）
受講者数　74 名（会員 45 名、非会員 29 名
講　　師　国立病院機構静岡てんかん・神経医療センター　脳神経内科
　　臨床研究部長 認知症疾患医療センター長小尾先生

3. 自己研鑽、キャリアアップ研修

（1）生涯研修サポート講座

介護福祉士や介護職としてのキャリア(進路・道筋)をプロフィールシートの活用により具現化し、自身を再発見し今後の歩みを考える機会としグループワークを通して現場の情報交換、情報共有できた。

開 催 日　11 月 4 日（祝・月）
受講者数　16 名（会員 12 名、非会員 4 名）
講　　師　飯塚哲男

(2) ターミナル研修

人生の最終段階を支援するために知識と技術、具体的展開を考えることをサブテーマに実施した。死生観、ACP の意義、看取りケアの実際、グリーフケア等について学んだ。

開 催 日　2 月 26 日(水)
受講者数　60 名(会員 32 名、非会員 28 名)
講　　師　東京福祉専門学校　白井孝子氏

(3) サービス提供責任者研修

サービス提供責任者が介護過程の展開を理解し、役割を全うし「利用者の自立支援に向けた介護の提供」「在宅で看取る事の出来る介護の提供」等介護・福祉業界での役割確立と、よりレベルの高い訪問介護計画書の作成を目指し実施した。

開 催 日　9 月 21 日(土)　10 月 9 日(水)
受講者数　36 名(会員 8 名、非会員 28 名)
講　　師　及川ゆりこ　宮澤素子

(4) 介護分野における生産性向上セミナー

介護ニーズや介護の専門性が高まる中、業務の効率化を図り、人手不足への対応や介護の魅力発信が求められる。介護職員が活き活きと働くことのできる環境を作るため、日々の業務改善(生産性向上)についての目的やその視点、具体的な進め方等を学んだ。

開 催 日　2 月 5 日(水))
受講者数　34 名(会員 15 名・賛助会員 3 名・非会員 16 名)
講　　師　沖本崇氏

(5) 感染対策研修 「介護福祉現場の感染対策」

福祉現場での感染対策の適切な取り組みは重要な課題であるため、感染症を正しく理解し、感染対策の基礎知識を学び、現場で実践できることを目的に実施した。また、予め感染対策に関する疑問を聞きとり講義で共有した。

開 催 日　9 月 14 日(土)
受講者数　29 名(会員 13 名、非会員 16 名)
講　　師　藤枝市立総合病院　感染症認定看護師　戸塚美愛子氏　小林亜紀子氏

(6) 介護職員等喀痰吸引等研修

特別養護老人ホームの施設や在宅等で介護職員等が、医師の指示、看護師等と連携を図り喀痰の吸引等の医療行為が安全かつ的確に実施することが出来るよう、知識・技術の習得を目的に実施した。今後、自職場等での実地研修を行い修了予定。

開 催 日　10 月 24 日～1 月 30 日
　　(オンライン講義 6 日間・筆記試験 1 日・演習 1 日)
受講者数　11 名(会員 1 名、非会員 10 名)
講　　師　渡邉浩美氏　蒔田満智子氏　芹澤真由美氏　秋山みゆき氏

(7) 身体拘束廃止推進員養成研修

権利擁護や身体拘束廃止の意義を学び、自職場での実態を把握し、身体拘束廃止取り組み報告を行った。

開 催 日　9 月 30 日、10 月 10 日、1 月 8 日
受講者数　37 名（会員 3 名、非会員 34 名） 修了者 33 名
講　　師　「高齢者の権利擁護と身体拘束廃止」について
NPO法人ホットスペース中原 佐々木炎氏
「身体拘束と高齢者権利擁護」 揚野法律事務所 揚野江利子氏
「認知症の理解と介護」
県認知症高齢者グループホーム連絡協議会副会長 櫻井知世氏

（8）身体拘束廃止フォーラム
身体拘束が人に及ぼす数々の弊害や実態等について幅広く意識啓発を図ると共に「身体拘束はやむを得ない」といった固定観念や認識を是正していくため、保健・医療・福祉分野関係者はもとより利用者家族を中心に広く県民が身体拘束廃止の意義を理解し、より良いケアの実現に向けて実施した。
収 録 日　1 月 29 日
講　　演　「高齢者の権利擁護と身体拘束廃止」
「元気がでる介護研究所」代表 高口光子氏
身体拘束廃止推進員養成研修修了者 4 名による実践報告
上記の内容を収録し、2 月 20 日から 3 月13 日まで YouTube 視聴を行った。
再生回数 1 部 1,824 回 2 部 1,135 回　視聴者数 813 名

（9）介護福祉 4 団体合同研修
一般社団法人静岡県社会福祉士会、NPO 法人静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会、静岡県介護支援専門員協会、当会 4 団体により輪番制としている。今年は 11 月 16 日しずぎんユーフォニアにて、困難な環境でも明るくたくましく生きる強さ、そこで得られた感謝や思いを伝えるために、映像と音楽と語りで構成されたコンサートステージ「地球のステージ」が社会福祉士会担当で開催された。

（10）オンライン研修
① 「介護現場における ICT 化の必要性」
介護と ICT 化の関係性、ICT 化が進まない理由、身近なところから始められる ICT・デジタルテクノロジーの活用方法について学んだ。
開 催 日　9 月 29 日（日）
受講者数　25 名（会員 10 名、非会員 15 名）
講　　師　NPO 法人タダカヨ 藤田博之氏
ファシリテーター　長岡氏、緒方氏、加藤氏、中邑氏

② 「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」 研修
自らが希望する医療やケアを受けるために、大切にしていることや望みを前もって考え、繰り返し話合い共有するしくみ ACP。介護福祉士として看取りについて自分ごととして捉え、さらに家族、身近な生き方（逝き方）を改めて考える機会となった。
開 催 日　12 月 20 日（金）
受講者数　30 名（会員 26 名、非会員 4 名）
講　　師　（株）リバティーアソシエーション代表取締役 椛澤奈英氏

③ 「ハラスメント研修」

近年、介護現場では利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、カスタマーハラスメントが多く聞かれている。介護職員への影響だけでなく、利用者自身の継続的で円滑な介護サービス利用の支障にもなり得るため、正しく理解し知識を得る機会とした。

開 催 日　2 月 21 日(金)
受講者数　30 名(会員 11 名、非会員 19 名)
講　　師　ふれあい福祉法務事務所 所長 藤元聖一氏

4. 後継者の育成

(1) 介護福祉士実務者研修

国家試験受験要件でもある本研修を実施することで後継者の育成を行う。三島・静岡の 2 会場で実施した。

開 催 日　介護過程Ⅲ Aコース 8 月 17 日、9 月 14 日、21 日、28 日、10 月 19 日
Bコース 8 月 25 日、9 月 8 日、22 日、10 月 6 日、27 日
医療的ケア A・Bコース 11 月 5 日、11 月 6 日から 9 日のうち 1 日受講
受講者数　A コース (シズウエル)　修了者 14 名
B コース (いづテラス)　修了者 12 名
講　　師　介護過程Ⅲ : 須田和枝　齋藤升美　小田明弘
助手／中邑愛　山梨幸子　秋元房枝
医療的ケア : 渡邉浩美氏　蒔田満智子氏　芹澤真由美氏　秋山みゆき氏

(2) 生活支援技術研修

介護技術の基本的研修を実施することで、介護の魅力ややりがいを発信し介護人材の定着を目指します。自職場での指導者に対しても再度基本を学ぶ場とし、自信を持って指導できるよう実施した。

開 催 日　3 月 4 日・5 日
受講者数　27 名(会員 11 名、非会員 16 名)
講　　師　須田和枝　齋藤升美　中邑愛
ファシリテーター／相澤昌子 川島扶美

(3) 国家資格取得対策

① 対策講座

会員講師の協力を得て、出題傾向を検討、オンラインによる集中講座を 3 日間で福祉人材確保対策事業として実施した。

開 催 日　11 月 16 日、11 月 30 日、12 月 14 日
受講者数　47 名
講　　師　鈴木哲也、飯塚哲男、長岡紀澄、鍋田弥寿人、山道昇三

② 全国一斉筆記模擬試験

日本介護福祉士会で作成する筆記模擬試験で実力を試し、自信を持って国家試験に臨めるよう実施した。

実 施 日　12 月 8 日(日)　　会場 シズウエル
受験者数　30 名　　※別途富士宮東高等学校福祉科　27 名

〔総会・理事会・日本介護福祉士会関連〕

1. 定時総会の運営

5 月 18 日静岡県総合社会福祉会館シズウエルにて行った。各協議事項満場一致で可決された。総会に続き、入会 20 年の表彰を行った。モデルの葦原海さんをお招きし「私はないものを数えない」をテーマに記念講演を実施した。

2. ワーキング活動の推進

会員から募集しワーキングとして 58 名が登録。対面研修、オンライン研修等、会員の協力体制を整え実施した。

3. 三役会、理事会の運営

三役会の実施　　6/24・9/25・12/2・2/26　　※オンライン開催

理事会の実施　　5/18・10/4・12/7・3/8　　※10/4 のみオンライン開催ワーキング活動の推進

4. 日本介護福祉士会事業への協力

- 総会へ代議員として参加した。
- 日本介護福祉士会第 22 回全国大会、第 22 回日本介護学会 in しまね
  開催日 11月 15 日(金)16 日(土)　会場:島根県
  ※静岡県からも 10 名ほど参加した。
- 全国会長会議の参加　6/20・8/23・12/5・3/21
- 全国事務局会議の参加　6/26・8/28・12/10・3/26
- 各種研修、セミナーの周知、参加協力
- 委託及び助成事業への協力
  (1) 技能実習指導者講習会
  開 催 日　1 月 14 日
  修了者数　55 名(そのうち更新者 7 名)
  (2) 外国人介護人材国家資格取得支援講座
  開 催 日　9/23・10/5・11/2・12/8・12/21 日間対面で実施　※12/8 は筆記模擬試験
  受講者数　12 名
  (3) ファーストステップ研修教材資料集の作成
  本研修のガイドラインに沿って、ケア領域の 4 科目を整理、検討し教材開発することで、「講義ポイントおよび留意点」をまとめた教材資料集を作成した。

5. 東海北陸介護福祉士会の連携

東海北陸 7 県の介護福祉士会により、会議を実施、情報交換の場とした。(担当:岐阜県)

第1回　3/23(日)オンライン会議

〔関係団体・公的機関への協力〕

1. 各市町の認定審査会及び障害区分審査会委員の推薦
2. 関係機関への委嘱委員の推薦

【後援協力事業一覧】

関 係 機 関	事　業　名
公益社団法人静岡県理学療法士会	第 27 回静岡県理学療法士学会
公益社団法人静岡県作業療法士会	第 37 回静岡県作業療法学会
静岡リハビリテーション懇話会	第 64 回静岡リハビリテーション懇話会
静岡県社会福祉人材センター	令和 6 年度　夏・SHIZUOKA 福祉の就職相談会
静岡県社会福祉人材センター	令和 6 年度　冬・SHIZUOKA 福祉の就職相談会
静岡県老人福祉施設協議会	第 13 回静岡県高齢者福祉研究大会
日本難病看護学会	第 29 回日本難病看護学会学術集会
静岡県立大学短期大学部	令和 6 年度静岡県立大学短期大学部リカレント教育講座
日本福祉大学	第 37 回日本福祉大学社会福祉セミナーin 静岡
日本介護福祉士養成施設協会	第 30 回日本介護福祉教育学会

【委員の委嘱一覧】

関 係 機 関	内　　容
静岡県	静岡県身体拘束ゼロ作戦推進会議委員 地域包括ケア推進ネットワーク会議 「静岡県長寿社会保険福祉計画推進・策定部会」委員 静岡県働きやすい介護事業所認証委員会委員 静岡県介護現場革新会議委員 静岡県国土利用計画審議会委員 静岡県産業教育審議会委員
静岡市	静岡市認知症対策推進協議会委員 静岡市認知症初期集中支援チーム検討委員会委員 静岡市介護認定審査会委員 静岡市障害支援区分認定等審査会委員
浜松市	浜松市介護認定審査会委員
伊豆の国市	伊豆の国市介護認定審査会委員
三島市	三島市介護認定審査会委員
富士宮市	富士宮市介護認定審査会委員 富士宮市障害支援区分認定審査会委員
掛川市	掛川市障害支援区分認定等審査会委員
藤枝市	藤枝市介護認定審査会委員 藤枝市障害支援認定審査会委員 医療・介護連携推進会議委員
富士市	富士市介護認定審査会委員
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会	静岡県社会福祉人材センター運営委員会 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク会議委員
駿東田方地域リハビリテーション 強化推進事業連絡協議会	駿東田方地域リハビリテーション 強化推進事業連絡協議会委員

第2号議案　令和6年度収支決算報告(案)に関する件

令和6年度収支決算書(案)

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1.収入の部　　(単位　円)

科目 大・中・小科目	予算額	決算額	差異	摘要
1.会費収入	4,815,000	4,473,000	342,000	
(1)年会費・会員	4,200,000	4,005,000	195,000	R6継続会員1,227名、新入会員75名　R5以前33名
(2)年会費・新卒者	0	0	0	
(3)年会費・賛助会費	600,000	450,000	150,000	15事業所
(4)準会員会費	15,000	18,000	△ 3,000	6名
2.事業収入	43,056,000	43,169,345	△ 113,345	
(1)委員会	13,640,000	14,189,690	△ 549,690	
災害支援委員会		5,500	△ 5,500	災害フォーラム一般参加料
障がい者支援研修		499,712	△ 499,712	静岡県介護福祉人材確保対策事業　3研修
講師養成委員会		1,156,340	△ 1,156,340	明光会359,720、静岡市377,500、R6 22件、R5 1件
外部評価事業委員会	4,240,000	3,656,400	583,600	58件
ケアコンテスト委員会	1,000,000	1,000,000	0	静岡県委託事業
介護の学舎委員会	0	0	0	
介護技術出前講座委員会	8,400,000	7,871,738	528,262	静岡県委託事業
(2)ブロック活動	50,000	29,000	21,000	
研修・交流会等	50,000	29,000	21,000	非会員参加料
(3)研修事業	29,366,000	28,950,655	415,345	
介護福祉士基本研修	720,000	528,198	191,802	会員@20,000×26名他
介護福祉士ファーストステップ研修	1,060,000	1,293,263	△ 233,263	会員@47,700×27名
認定介護福祉士養成研修	4,080,000	3,437,000	643,000	6科目受講料・再試験料他
介護福祉士実習指導者講習会	2,070,000	2,361,937	△ 291,937	会員@22,000×21名、非会員@37,000×51名他
認知症介護実践研修(実践者研修)	5,006,000	6,274,947	△ 1,268,947	会員@31,000×18名、非会員@41,000×138名他
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	4,250,000	4,857,473	△ 607,473	会員@62,000×12名、非会員@72,000×57名他
認知症の最新情報研修	150,000	160,731	△ 10,731	静岡県福祉人材確保対策事業
ターミナル研修	270,000	290,041	△ 20,041	静岡県福祉人材確保対策事業
サービス提供責任者研修	400,000	334,452	65,548	静岡県福祉人材確保対策事業
実習指導者フォローアップ研修	220,000	172,088	47,912	静岡県福祉人材確保対策事業
生活支援技術研修	460,000	453,928	6,072	静岡県福祉人材確保対策事業
生産性能向上セミナー	270,000	210,493	59,507	静岡県福祉人材確保対策事業
オンライン研修	450,000	493,828	△ 43,828	静岡県福祉人材確保対策事業　3研修
生涯研修サポート講座	270,000	207,682	62,318	静岡県福祉人材確保対策事業
高齢者権利擁護等推進事業	1,600,000	1,610,000	△ 10,000	静岡県委託事業
介護福祉士実務者研修	3,600,000	2,731,198	868,802	
全国一斉筆模擬試験・集中講座	610,000	665,567	△ 55,567	静岡県福祉人材確保対策事業、模擬試験料
技能実習指導員講習会	300,000	323,900	△ 23,900	日介委託事業
委託事業委員会(日介)テキスト作成事業	1,800,000	950,000	850,000	日介委託事業
委託事業委員会(日介)外国人国家試験対策講	520,000	630,750	△ 110,750	日介委託事業
介護職員等による喀痰吸引等研修	1,060,000	795,249	264,751	会員@60,000×1名、非会員@70,000×10名 修了証発行手数料
感染対策研修	200,000	167,930	32,070	静岡県福祉人材確保対策事業
3.雑収入	750,000	940,564	△ 190,564	日介Rashiku発送助成、預金利息他
4.基本財産取崩収入	0	0	0	
当期収入合計 (A)	48,621,000	48,582,909	38,091	
前期繰越金	39,270,225	39,270,225	0	
収入合計 (B)	87,891,225	87,853,134	38,091	

2.支出の部

科目 大・中・小科目	予算額	決算額	差異	摘要
1.事業費	28,192,000	25,898,985	2,293,015	
(1)委員会	9,744,000	8,272,377	1,471,623	
組織強化委員会	30,000	35,468	△ 5,468	養成校打合せ、入学・卒業式祝電等
災害支援委員会	500,000	481,866	18,134	ベスト購入・災害フォーラム・勉強会・HUG研修・委員会
障がい者支援研修	300,000	329,716	△ 29,716	3研修(静岡県福祉人材確保対策事業)
広報委員会	480,000	335,602	144,398	フェスタシズウエル協力、広報誌発行、HP管理費他
倫理委員会	10,000	0	10,000	
講師養成委員会	800,000	766,595	33,405	講師派遣費用
外部評価事業委員会	3,414,000	2,817,380	596,620	調査員2名での調査・現任研修旅費
ケアコンテスト委員会	1,200,000	964,080	235,920	
介護技術出前講座委員会	1,800,000	1,381,968	418,032	
介護の学舎委員会	450,000	317,576	132,424	
通信運搬費	277,000	325,853	△ 48,853	
消耗品費	483,000	516,273	△ 33,273	
(2)ブロック活動	1,022,000	610,646	411,354	
ブロック会議	35,000	13,540	21,460	8/22実施
研修・交流会等	835,000	428,559	406,441	
通信運搬費	55,000	65,218	△ 10,218	
消耗品費	97,000	103,329	△ 6,329	
(3)研修事業	17,426,000	17,015,962	410,038	
介護福祉士基本研修	350,000	442,823	△ 92,823	
介護福祉士ファーストステップ研修	700,000	712,226	△ 12,226	9／15回実施
認定介護福祉士養成研修	2,200,000	1,969,968	230,032	
介護福祉士実習指導者講習会	870,000	828,116	41,884	
認知症介護実践研修(実践者研修)	2,600,000	2,993,858	△ 393,858	3会場で実施
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1,650,000	1,666,936	△ 16,936	
認知症の最新情報研修	90,000	83,465	6,535	静岡県福祉人材確保対策事業
ターミナル研修	200,000	198,234	1,766	静岡県福祉人材確保対策事業
サービス提供責任者研修	310,000	256,355	53,645	静岡県福祉人材確保対策事業
実習指導者フォローアップ研修	170,000	111,584	58,416	静岡県福祉人材確保対策事業
生活支援技術研修	300,000	431,361	△ 131,361	静岡県福祉人材確保対策事業
生産性能向上セミナー	200,000	126,500	73,500	静岡県福祉人材確保対策事業
オンライン研修	255,000	269,461	△ 14,461	静岡県福祉人材確保対策事業　3研修
生涯研修サポート講座	200,000	141,988	58,012	静岡県福祉人材確保対策事業
高齢者権利擁護等推進事業	850,000	824,227	25,773	静岡県委託事業
介護福祉4団体合同研修	6,000	11,650	△ 5,650	委員活動費
介護福祉実務者研修	2,000,000	1,754,519	245,481	2会場で実施
全国一斉模擬試験・集中講座	520,000	365,009	154,991	
技能実習指導員講習会	70,000	105,718	△ 35,718	日介委託事業
委託事業委員会(日介)テキスト作成事業	1,200,000	761,412	438,588	日介委託事業
委託事業委員会(日介)外国人国家試験対策講	250,000	295,165	△ 45,165	日介委託事業
介護職員等による喀痰吸引等研修	550,000	466,767	83,233	オンラインにて実施
感染対策研修	130,000	151,722	△ 21,722	静岡県福祉人材確保対策事業
通信運搬費	637,000	781,906	△ 144,906	
消耗品費	1,110,000	1,238,832	△ 128,832	
委員会費	8,000	26,160	△ 18,160	委員会活動費等

2.支出の部

科目 大・中・小科目	予算額	決算額	差異	摘要
2.管理費	20,203,300	20,804,252	△ 600,952	
事務局員給与	13,159,000	13,288,842	△ 129,842	正規職員2名・パート職員4名
事務所費	1,007,000	1,112,555	△ 105,555	光熱費・駐車場料金含む
通信運搬費	121,000	147,051	△ 26,051	
ソフト維持費	75,000	90,200	△ 15,200	会計ソフト保守
旅費交通費	353,000	369,380	△ 16,380	通勤費等
会計顧問料	650,100	650,100	0	
事務費(消耗品・印刷等)	210,000	232,984	△ 22,984	PC4台・イス6脚
支払手数料	145,000	204,170	△ 59,170	振込手数料、WEB-PC・コンビニ収納手数料
活動費	90,000	88,507	1,493	
雑費	40,000	33,000	7,000	静岡県社協・三島市社協・三島商工会議所　年会費
賃借料	1,050,000	1,015,296	34,704	印刷機・複合機等リース料
租税公課	1,500,000	1,808,529	△ 308,529	消費税1,726,500・法人市県民税71,000等
書籍料	17,000	18,150	△ 1,150	おはよう21・カイゴのチカラ
保険料	33,000	31,210	1,790	講師・調査員・ワーキングスタッフ団体補償保険
交際費	20,000	23,500	△ 3,500	弔慰金・懇談会参加費
法定福利費	1,694,000	1,650,831	43,169	社会保険料・雇用保険料等
厚生福利費	39,200	39,947	△ 747	静岡市勤労者福祉サービスセンター年会費
寄付金	0	0	0	
3.会議費	1,000,000	1,070,962	△ 70,962	
総会費	650,000	869,510	△ 219,510	
理事会費	310,000	201,452	108,548	三役会・理事会
その他会議費	40,000		40,000	
4.基本財産取得支出	0	0	0	
5.予備費	500,000	0	500,000	
当期支出合計(C)	49,895,300	47,774,199	2,121,101	
当期収支差額(A)-(C)	△ 1,274,300	808,710	△ 2,083,010	
当期繰越収支差額(B)-(C)	37,995,925	40,078,935	△ 2,083,010	

財産目録

令和7年3月31日現在

（単位:円）

科目		金額		
1資産の部				
(1)流動資産			41,728,439	
1)現金預金			29,718,831	
①手元有高		181,431		
②普通預金		29,537,400		
静岡銀行吉田支店	401・・・	5,002,670		
静岡銀行吉田支店	411・・・	4,214,158		
静岡銀行本店	164・・・	858,181		
郵便振替口座	00830-596・・	640,188		
郵便局総合口座	12320-435・・・・・	1,341,668		
清水銀行静岡支店	2517・・・	16,164,060		
清水銀行静岡支店	2518・・・	1,316,475		
2)未収金			11,980,193	実践介護技術向上支援事業委託料
				高齢者権利擁護等推進事業委託料
				福祉人材確保対策事業助成金
				介護技術コンテスト
				講師派遣料
3)仮払金			29,415	源泉年末調整分
(2)固定資産等			46,204,995	
1)敷金			24,000	駐車場
2)什器備品			4	備忘価格として
3)ソフトウェア			65,780	PCA会計ソフト
4)貯蔵品			160,951	生涯研修手帳・テキスト
				介護用品(販売品)
5)基本財産			45,954,260	
①定期預金		45,954,260		
ゆうちょ銀行	52320-942・・・・・	5,630,000		
静岡銀行	167・・・	26,051,566		
清水銀行	4000・・・・・・・	14,272,694		
資産合計			87,933,434	
2負債の部				
(1)流動負債			1,649,504	
1)未払費用			1,134,054	R6年度事業費評価員報酬他
2)前受金			358,130	R7年度事業　受講料
3)前受会費			3,000	R7年度　準会員年会費
4)預り金			154,320	R7年3月預かり分 源泉税・市県民税
負債合計			1,649,504	
正味財産				86,283,930

正味財産増減計算書

令和6年4月１日から　令和7年3月31日まで

（単位:円）

科　　目	金額	備考
1　増加の部		
(1)資産増加額	809,395	
基本財産預金増加額	685	定期預金利息
当期収支差額	808,710	
2　減少の部		
(1)資産減少額	74,420	
ソフトウェア減少額	65,780	減価償却
貯蔵品減少額	8,640	介護用品売却
当期正味財産増減額	734,975	
前期繰越正味財産額	85,548,955	
期末正味財産合計額	86,283,930	

1.固定資産等の増減およびその残高は次のとおりである。

科　　目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貯蔵品	169,591	0	8,640	160,951
什器備品	4	0	0	4
ソフトウェア	131,560	0	65,780	65,780
敷金	24,000	0	0	24,000
定期預金	45,953,575	685	0	45,954,260
合計	46,278,730	685	74,420	46,204,995

2.次期繰越収支差額の内容は次のとおりである。

科　　目	前期末残高	当期末残高
手持現金	242,954	181,431
普通預金	28,513,791	29,537,400
その他流動資産	11,411,755	12,009,608
流動負債	898,275	1,649,504
次期繰越収支差額	39,270,225	40,078,935

監　査　報　告　書

私たち監事は、令和６年度における職務執行状況及び財産状況について監査しました。以下のとおり報告致します。

１．監事の監査方法について

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事等から業務の報告を聴取、更に重要な決済書類等を閲覧、静岡県介護福祉士会において業務及び財産状況を調査しました。

また、令和７年４月 18 日同所において会計帳簿調査を行い、収支決算書報告、財産目録、正味財産増減計算書（以下「計算書類」という。）について検討を加えました。

２．監査の結果

(1) 会計帳簿は記載すべき事項を正しく記載し、「計算書類」の記載と合致しているものと認めます。

(2) 事業報告書は、ほぼ令和６年度事業計画に沿って事業展開されたことを認めます。

(3) 理事の職務遂行に関する不正行為は認められません。

令和 7 年 4 月 18 日

一般社団法人 静岡県介護福祉士会

監　事 山本晋也

大原 みつき

一般社団法人　静岡県介護福祉士会

【理念】

私たちは、良質な介護を提供するための自己研鑽に努めます。

私たちは、介護福祉士と介護に携わる人たちの環境改善に努めます。

【活動指針】

介護福祉士の実践の場での活躍を支えるため、より良い研修の在り方と様々な課題解決に向けた研修等を提案します。また、介護に携わる者の心と体のバランスや職場環境の問題などに寄り添うことを考えていきます。

【重点目標】

1. 様々な介護実践の場に必要な自己研鑽の機会をオンラインや対面など研修のあり方を検討して、生涯研修体系にある研修及び、知識と技術を身につけるための各種研修を提供します。
2. 介護に携わる者の情報交換の場や仲間で集う場を作り、WLB（ワークライフバランス）や職場の環境問題などを考えていきます。
3. 組織強化を念頭に、交流の場（対面、オンライン）や本会の存在とメリットの啓発活動を行い、入会促進と会員の定着を目指します。

第3号議案　令和７年度事業計画（案）に関する件

【主旨】

生涯研修制度が構築され、当会の介護チームのリーダー養成も進み、認定介護福祉士もそれぞれの地域で奮闘しています。一方、介護福祉現場等では身体的・精神的疲労やハラスメント等の問題が山積されており、これらの課題解決に向けた具体的な対策を講じられるよう取り組みます。

また、当会の仲間を増やし、組織力を高め、介護福祉現場に山積する課題を検討し、県行政機関のみならず社会に向けて提言できるよう、さらに介護福祉の充実を目指し、災害対策・支援等についても専門職の視点で関わっていきます。

【目的】

1. 介護に従事する者を支える職能団体となる
2. 介護の質を担保するために研修を企画、実施、評価をする
3. 災害対策、支援の福祉ニーズに対応できる介護福祉士を養成する
4. 組織の力を強くすることで介護福祉に携わる仲間との繋がりを深める

【目標】

1. 職能団体として、介護職員等の WLB について提言出来る
2. 生涯研修体制と研修の必要性を周知して受講者数を増やす
3. 災害対策、支援などの提案や検討の機会を増やしていく
4. 会員の拡大を図ることで、本会の活性化と仲間づくりによる繋がりを深めていく

〔委員会〕

1. 組織強化委員会

本会の活性化と仲間づくりによる繋がりを深めていくために、一助を担う委員会である。幅広く会員の協力が得られるよう、事業活動へ呼びかけ、更に各種研修、ブロック活動にて仲間づくりによる繋がりから、入会促進の働きかけを行う。また、後継者育成として介護福祉士養成校との連携を強化し、未来の介護福祉士のサポートを実施する。その他、県行政機関、県内の各介護福祉士養成校、本会による意見交換会を行う。

2. 災害支援委員会

(1) 委員、災害ボランティアメンバーを拡大する。そのため、委員・登録ボランティアの活動力の向上・育成のために研修を実施する。
(2) 災害フォーラムや委員会主催研修や各ブロックでの研修(派遣)等を企画・調整し会員への災害支援活動への啓発をする。
(3) 県内各ブロックで連携し災害支援活動を実施する。日本介護福祉士会中部地域の介護福祉士会との災害協定の取り組みを実施する。
(4) 県内各関係団体の組織との連携の整備をする。

3. 障がい福祉委員会

障がい者の高齢化に伴い、障害者総合支援法(障がい者の日常生活及び社会生を総合的に支援するための法律)を学び、介護保険施設での支援が充実できるよう研修を企画、また情報交換の場とする。

4. 広報委員会

(1) ホームページを積極的に活用、広く情報を発信する。
(2) 会報誌 Bon くら～じゅを年 2 回発行する。会員及び県内施設に配布する。
(3) 広く県民へ周知する機会でもあるフェスタシズウエルに参加する。

5. 倫理委員会

職能団体として公益社団法人日本介護福祉士会で定める倫理綱領及び行動規範を遂行するために委員会を設置し、必要に応じて会議を開催する。

6. 外部評価委員会

県内の地域密着型サービス外部評価対象事業所に対して、法の改正により状況に併せて対応していく。訪問に関しては 2 名、1 日調査とし円滑に運営していく。必要に応じ現任研修を実施する。

7. ケアコンテスト委員会

介護職員が日頃身につけた介護技術を披露し、技術の高さや専門性を競うことで、介護技術の向上を図ると共に、県民へ介護の魅力を伝え、理解を深めるために県の委託事業として実施する。11 月 15 日(土)シズウエルで実施予定である。

8. 介護の学舎委員会

今までの実績を振り返り、開催方法、内容等検討の期間とする。

9. 出前講座委員会

県内の小規模な介護事業所職員が介護の知識・技術を学ぶことで介護の質の向上及び介護職員の職場の定着ができるよう実施する。対面研修を主に介護現場の状況により、オンライン研修、DVD、YouTube 視聴も行う。出前講座の講師として、自信を持って講義できるよう講師養成も行う。

10. 講師養成委員会

講師派遣事業の実施に伴い、介護保険サービス事業所の要望に責任持って応えるため、講師がニーズを把握し、介護の質の担保、質の向上に努めるため、講師を養成する。

〔ブロック活動〕

県内を 8 ブロックに分け担当理事、ブロック長、協力会員（代議員等）が中心になりブロック活動を推進する。地域包括ケアシステムを意識した市町の取組みも視野に入れていく。今年度は新入会員交流会を東部、中部、西部の地域で予定し 3 地域で継続的に活動していく。

〔研修委員会・研修事業〕

1. 生涯研修制度に沿った研修の実施（公益社団法人日本介護福祉士会認定）

（1）介護福祉士基本研修

有資格者は介護過程の展開を専門性としその手法が現場で重要になるため、介護過程の展開を中心に、生活支援としての介護の視点や自立支援の考え方について学び、現場実践に活かせる介護福祉士の育成を目的とし4日間で実施する。認定介護福祉士を目指すために受講必須のファーストステップ研修の受講要件となる。6 月から実施予定。

（2）介護福祉士ファーストステップ研修

基礎的な業務に習熟した介護職員を対象として、的確な判断、対人理解に基づく尊厳を支えるケアが実践でき、小規模チームのリーダーや初任者の指導者として任用することを期待できるレベルの視点や技術を有する職員を育成する。前年度受講生は 7 月で修了し、新たに今年度は 10 月～3 月を受講期間として受講の受付をする。

（3）認定介護福祉士養成研修

介護福祉士養成課程では学べない新たな知識（医療、リハビリ、福祉用具と住環境、認知症、心理・社会的支援、マネジメント等）を修得し、多職種との連携・協働を含めた認定介護福祉士として十分な介護実践力を身につけるために実施する。今年度は2期生としてⅠ類1科目（2 日間）及びⅡ類7科目（11 日間）実施する。

（4）生涯研修サポート講座 「介護過程の展開」研修

利用者が望む生活を実現するためには、「介護過程の展開」を実践していくことが重要となる。科学的思考プロセスを理解し、専門職として根拠ある支援やチームに求められる知識と技術を学び、具体的な介護方法を共有して支援ができるために実施する。

2. 認知症に関する研修

（1）認知症介護実践研修（実践者研修）県知事指定

高齢者介護の実務者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護技術の向上・介護サービスの充実を図る。県内 3 会場、5 日間のカリキュラム

により実施する。

（2） 認知症介護実践研修（実践リーダー研修）県知事指定
静岡県認定、高齢者介護の実践者が実践研修等で得られた知識、技術をさらに深め、施設又は事業所において、ケアチームを効果的かつ効率的に機能させる能力を有した実践リーダーを養成する。7日間のカリキュラムにより実施する。

（3） 認知症の最新情報研修
継続的な研修として実施。小尾先生による最新医療の情報提供の場とする。オンラインで 12月に実施予定。

3. 自己研鑽研修

（1） 介護福祉士実習指導者講習会
介護福祉士養成カリキュラムの「介護実習Ⅱ」の実習指導者に対して、必要な専門的知識及び教育方法を習得するために実施する。感染症対策を講じて対面により、1コース（4 日間）実施する。

（2） ターミナル研修
ターミナルケアに携わる上で必要な基礎知識や寄り添う介護、また介護職自身やご家族の心のケアについて講義や事例等を通じて学ぶ。対面研修とし2月に実施予定。

（3） サービス提供責任者研修
サービス提供責任者が介護過程の展開を理解し、役割を全うし「利用者の自立支援に向けた介護の提供」「在宅で看取る事の出来る介護の提供」等介護業界での役割確立とよりレベルの高い訪問介護計画書の作成を目指す。2 日間（9・10 月）で実施する。

（4） 介護における生産性の向上セミナー
介護ニーズや介護の専門性が高まる中、業務効率化を図り、人手不足への対応や介護の魅力発信が求められる。介護職員が活き活きと働くことのできる環境を作るため、日々の業務改善（生産性向上）についての目的やその視点、具体的な進め方等を学ぶ。

（5） 感染症対策研修
福祉現場における感染症を理解し、その対策を感染症認定看護師から学ぶ。10 月実施。

（6） 身体拘束廃止推進員養成研修
権利擁護や身体拘束廃止の意義を学び、自職場での実態を把握し、身体拘束廃止取り組み報告を行う。受講予定者を 30 名とし、3 日間で実施予定である。

（7） 身体拘束廃止フォーラム
身体拘束が人に及ぼす数々の弊害や実態等について幅広く意識啓発を図ると共に「身体拘束はやむを得ない」といった固定観念や認識を是正していくため、保健・医療・福祉分野関係者はもとより利用者家族を中心に広く県民が身体拘束廃止の意義を理解し、より良いケアの実現に向けて、講演や身体拘束廃止推進員養成研修修了者による実践報告等により周知していく。フォーラムの模様は収録後、YouTube 視聴を行う予定である。

（8） 介護福祉 4 団体合同研修

一般社団法人静岡県社会福祉士会、NPO 法人静岡県地域包括・在宅介護支援センター協議会、静岡県介護支援専門員協会、当会 4 団体により実施する。今年度は地域包括担当で、協力していく。

（9） 訪問介護員研修

訪問介護サービスは職員の高齢化や基本報酬引き下げ等で厳しい状況下である。それでも“その人らしさ”を支えることはやりがいにつながります。訪問介護員が自信を持って働けるよう応援するためにも実施する。

（10） 生活支援技術研修（指導者編）

介護技術（コミュニケーション、移動移乗等）を介護福祉現場の指導者に対して、振り返りながら、自信を持って指導できるように実施する。2 日間で実施予定。

4. オンライン研修

ナイトセミナーとして業務終了後又は休日利用での開催を想定している。昨年実施した研修をバージョンアップしていく予定である。「第 2 回介護現場における ICT 化の必要性」「ハラスメント研修」「アドバンス・ケア・プランニング（ACP）」を予定。

5. 後継者の育成

（1） 介護福祉士実務者研修

国家試験受験要件でもある本研修を実施することで後継者の育成を行う。三島・静岡の 2 会場で実施予定。

（2） 生活支援技術研修（入門編）

介護技術の基本的研修を実施することで、介護の魅力ややりがいを発信し、介護人材の定着を目指す。介護の基本（コミュニケーション、移動移乗等）を 2 日間で実施。

（3） 国家資格取得対策

- 会員講師により出題傾向を検討、オンラインによる集中講座を 3 日間実施する。
- 全国一斉筆記模擬試験　日本介護福祉士会で作成する筆記模擬試験で実力を試し、自信を持って、国家試験に臨めるようにする。

6. 障がい者支援研修

障がい者の高齢化に伴い、障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生を総合的に支援するための法律）を学び、介護保険施設での支援が充実できるよう研修を企画、また情報交換の場とする。

（1） 高齢化に伴う知的障がい者の理解と対応研修

高齢化に伴う知的障がい者の特性を理解し、行動やコミュニケーションなどの課題を取り上げ、効果的な支援の在り方について学ぶ。

（2） 高齢化に伴う精神障がい者の理解と対応研修

高齢化に伴う障がい者の重度化や増加、より多様化するニーズに対応するため、新たな知識を身につけ、介護の現場で活かせるように実施する。

（3）高齢化に伴う発達障がい者への理解と対応研修
強度の行動障がいを有する障がい者が、安定した生活を送るための大切な役割を担うため、必要な知識と技能の習得を目的として実施する。

〔総会・理事会・日本介護福祉士会等関連〕

1. 定時総会の運営
第17回定時総会として行い、引き続き記念講演も行う。例年通り入会20年会員の表彰も行う。

2. 三役会、理事会の運営
理事会は日本介護福祉士会の都道府県会長会議前に開催する。7月、10月、12月、3月を予定しているが、必要に応じて開催する。三役会は理事会前に開催する。

3. ワーキング活動の推進
会員からワーキングを募り登録、研修に応じてワーキング依頼をし、マニュアル等準備をして活動を推進する。

4. 日本介護福祉士会事業への協力
・定時総会の参加（代議員）
・会長会議、事務局会議の参加
・第32回全国大会全国大会、第23回日本介護学会 in みえ
サステナブルな福祉社会の実現にむけて～未来の介護を創造する～
開催日　11月27日（木）28日（金）　三重県営サンアリーナ
・委託事業に協力していく。
技能実習指導者講習会
外国人介護人材国試支援講座
FS研修教材資料集作成事業
・東海北陸エリア会議の参加　12月17日・18日（石川県）

5. 東海・北陸介護福祉士会の連携
東海北陸7県介護福祉士会で行われる年2回開催の会議に参加し、情報交換、共有の場とする。（担当：岐阜県）

〔関係団体・公的機関への協力〕

1. 各市町の認定審査会及び障害区分審査会委員の推薦
2. 関係機関への委嘱委員の推進

第4号議案　令和7年度収支予算(案)に関する件

令和7年度収支予算書(案)

(令和7年4月1日～令和8年3月31日まで)

1.収入の部　　(単位　円)

科目 大・中・小科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
1.会費収入	4,812,000	4,815,000	△ 3,000	1,400名 (継続1,300名／新規100名)
(1)年会費・会員	4,200,000	4,200,000	0	会費@3,000×1,400名
(2)年会費・新卒者	0	0	0	新卒者は無料
(3)年会費・賛助会費	600,000	600,000	0	@30,000×20事業所
(4)準会員会費	12,000	15,000	△ 3,000	@3,000×4名
2.事業収入	43,241,000	44,706,000	△ 1,465,000	
(1)委員会	14,100,000	15,290,000	△ 1,190,000	
障がい者支援研修	500,000	450,000	50,000	県助成事業(3研修)
講師養成委員会	1,200,000	1,200,000	0	講師派遣事業
外部評価事業委員会	3,600,000	4,240,000	△ 640,000	55事業所予定:2名調査
ケアコンテスト委員会	1,000,000	1,000,000	0	静岡県委託事業
介護の学舎委員会	0	0	0	休止
委託事業委員会・介護技術出前講座委員会	7,800,000	8,400,000	△ 600,000	静岡県委託事業
(2)ブロック活動	30,000	50,000	△ 20,000	
研修・交流会等	30,000	50,000	△ 20,000	会員無料／非会員@500円×60名
(3)研修事業	29,111,000	29,366,000	△ 255,000	
介護福祉士基本研修	828,000	720,000	108,000	会員36名@23,000
介護福祉士ファーストステップ研修	2,120,000	1,060,000	1,060,000	@5,300×5科目×26名(689,000)／@5,300×9科目×30名(1,431,000)
認定介護福祉士養成研修	2,496,000	4,080,000	△ 1,584,000	5～3月受講料　8科目で13日間 @8,000×13日×24名
介護福祉士実習指導者講習会	2,514,000	2,070,000	444,000	会員@22,000×10名 非会員@37,000×62名
認知症介護実践研修(実践者研修)	5,950,000	5,006,000	944,000	会員@31,000×20名 非会員@41,000×130名
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	5,438,000	4,250,000	1,188,000	会員@61,000×10名 非会員@71,000×68名
認知症の最新情報研修	170,000	150,000	20,000	県助成事業　50名
ターミナル研修	320,000	270,000	50,000	県助成事業　60名
サービス提供責任者研修	350,000	400,000	△ 50,000	県助成事業　36名
訪問介護員研修	320,000	0	320,000	県助成事業　24名/テキスト使用
実習指導者フォロアップ研修	0	220,000	△ 220,000	実施しない
生活支援技術研修(基礎編)	460,000	460,000	0	県助成事業　2日間32名
生活支援技術研修(指導者編)	460,000	0	460,000	県助成事業　2日間24名
生産性向上セミナー	220,000	270,000	△ 50,000	県助成事業　32名
オンライン研修	550,000	450,000	100,000	県助成事業@160,000×2研修@220,000×1研修
生涯研修サポート講座	320,000	270,000	50,000	県助成事業「介護過程の展開」(基礎編)
委託事業委員会 高齢者権利擁護等推進事業	1,600,000	1,600,000	0	県委託:推進員養成研修30名／フォーラム800名視聴
介護福祉4団体合同研修	0	0	0	地域包括・在支担当
介護福祉士実務者研修	2,020,000	3,600,000	△ 1,580,000	静岡会場10名／三島会場10名
全国一斉筆模擬試験・集中講座	640,000	610,000	30,000	県助成事業(講座)460,000 筆記模試180,000(@6,000×30名)
技能実習指導員講習会	325,000	300,000	25,000	日介委託料　60名
委託事業委員会 (日介)テキスト作成事業	1,200,000	1,800,000	△ 600,000	FS研修教材資料集の作成(1領域)
委託事業委員会 (日介)外国人国家試験支援講座	630,000	520,000	110,000	5日間(模擬試験含む)
介護職員等による喀痰吸引等研修	0	1,060,000	△ 1,060,000	休止
感染対策研修	180,000	200,000	△ 20,000	県助成事業　36名
3.雑収入	1,000,000	750,000	250,000	日介Rashiku発送助成、預貯金利息
4.基本財産取崩収入	0	0		
当期収入合計 (A)	49,053,000	50,271,000	△ 1,218,000	
前期繰越金	40,078,935	39,270,225	808,710	
収入合計 (B)	89,131,935	89,541,225	△ 409,290	

2.支出の部

科目 大・中・小科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
1.事業費	26,051,500	28,192,000	△ 2,140,500	
(1)委員会	8,184,000	9,744,000	△ 1,560,000	
組織強化委員会	35,000	30,000	5,000	
災害支援委員会	500,000	500,000	0	委員会、フォーラム、研修経費
障がい支援研修	320,000	300,000	20,000	3研修
広報委員会	480,000	480,000	0	会報誌2回発行
倫理委員会	10,000	10,000	0	
講師養成委員会	750,000	800,000	△ 50,000	講師派遣
外部評価事業委員会	2,738,000	3,414,000	△ 676,000	人件費・事務所費含む
ケアコンテスト委員会	1,150,000	1,200,000	△ 50,000	委託事業／イベント経費15万計上
委託事業委員会:介護技術出前講座委員会	1,500,000	1,800,000	△ 300,000	委託事業
介護の学舎委員会	0	450,000	△ 450,000	休止
通信運搬費	370,000	277,000	93,000	
消耗品費	331,000	483,000	△ 152,000	
(2)ブロック活動	1,010,500	1,022,000	△ 11,500	
ブロック会議	26,000	35,000	△ 9,000	
研修・交流会等	844,500	835,000	9,500	
通信運搬費	74,000	55,000	19,000	
消耗品費	66,000	97,000	△ 31,000	
(3)研修事業	16,857,000	17,426,000	△ 569,000	
介護福祉士基本研修	450,000	350,000	100,000	
介護福祉士ファーストステップ研修	1,300,000	700,000	600,000	受講料上期、下期で分割払い
認定介護福祉士養成研修	2,000,000	2,200,000	△ 200,000	
介護福祉士実習指導者講習会	830,000	870,000	△ 40,000	
認知症介護実践研修(実践者研修)	3,000,000	2,600,000	400,000	
認知症介護実践研修(実践リーダー研修)	1,670,000	1,650,000	20,000	
認知症の最新情報研修	85,000	90,000	△ 5,000	
ターミナル研修	180,000	200,000	△ 20,000	
サービス提供責任者研修	280,000	310,000	△ 30,000	
訪問介護員研修	180,000	0	180,000	新規
実習指導者フォローアップ研修	0	170,000	△ 170,000	
生活支援技術研修(基礎編)	363,000	300,000	63,000	
生活支援技術研修(指導者編)	330,000	0	330,000	新規
生産性の向上セミナー	130,000	200,000	△ 70,000	
オンライン研修	300,000	255,000	45,000	3研修
生涯研修サポート講座	150,000	200,000	△ 50,000	「介護過程の展開」
委託事業委員会:高齢者権利擁護等推進事業	800,000	850,000	△ 50,000	
介護福祉4団体合同研修	10,000	6,000	4,000	スタッフ交通費・活動費
介護福祉実務者研修	1,320,000	2,000,000	△ 680,000	
全国一斉模擬試験・集中講座	350,000	520,000	△ 170,000	
委託事業委員会:技能実習指導員講習会	110,000	70,000	40,000	
委託事業委員会 (日介)テキスト作成事業	1,000,000	1,200,000	△ 200,000	「連携」領域
委託事業委員会 (日介)外国人国家試験支援講座	300,000	250,000	50,000	対面5日間
介護職員等による喀痰吸引等研修	0	550,000	△ 550,000	休止
感染対策研修	150,000	130,000	20,000	
通信運搬費	816,000	637,000	179,000	
消耗品費	728,000	1,110,000	△ 382,000	
委員会費	25,000	8,000	17,000	

2.支出の部

科目 大・中・小科目	予算額	前年度予算額	差異	摘要
2.管理費	21,228,400	20,203,300	1,025,100	
事務局員給与	13,706,300	13,159,000	547,300	給与・賞与(常勤2名、非常勤4名)
事務所費	1,110,000	1,007,000	103,000	光熱費、駐車場料含む
通信運搬費	140,000	121,000	19,000	電話・ネット・施設発送等
ソフト維持費	90,000	75,000	15,000	会計ソフト保守
旅費交通費	370,000	353,000	17,000	通勤費等
会計顧問料	650,100	650,100	0	
事務費(消耗品・印刷等)	125,000	210,000	△ 85,000	
支払手数料	200,000	145,000	55,000	WEB-PC手数料・コンビニ収納手数料
活動費	90,000	90,000	0	
雑費	33,000	40,000	△ 7,000	県社協、三島市社協、商工会議所年会費
賃借料	1,100,000	1,050,000	50,000	リース料
租税公課	1,820,000	1,500,000	320,000	消費税、法人市県民税等
書籍料	19,000	17,000	2,000	おはよう21・カイゴのチカラ
保険料	31,000	33,000	△ 2,000	講師・調査員・ワーキング団体補償保険
交際費	23,000	20,000	3,000	弔慰金・懇親参加費
法定福利費	1,684,000	1,694,000	△ 10,000	社会保険料・雇用保険料他
厚生福利費	37,000	39,200	△ 2,200	勤労者福祉サービス年会費
寄付金	0	0	0	
3.会議費	910,000	1,000,000	△ 90,000	
総会費	670,000	650,000	20,000	代議員・役員活動費・交通費／20年記念品(19名分)／記念講演経費
理事会費	230,000	310,000	△ 80,000	対面2回、オンライン2回
その他会議費	10,000	40,000	△ 30,000	
4.基本財産取得支出	0	0	0	
5.予備費	500,000	500,000	0	
当期支出合計(C)	48,689,900	49,895,300	△ 1,205,400	
当期収支差額(A)-(C)	363,100	375,700	△ 12,600	
当期繰越収支差額(B)-(C)	40,442,035	39,645,925	796,110	

一般社団法人静岡県介護福祉士会　組織図

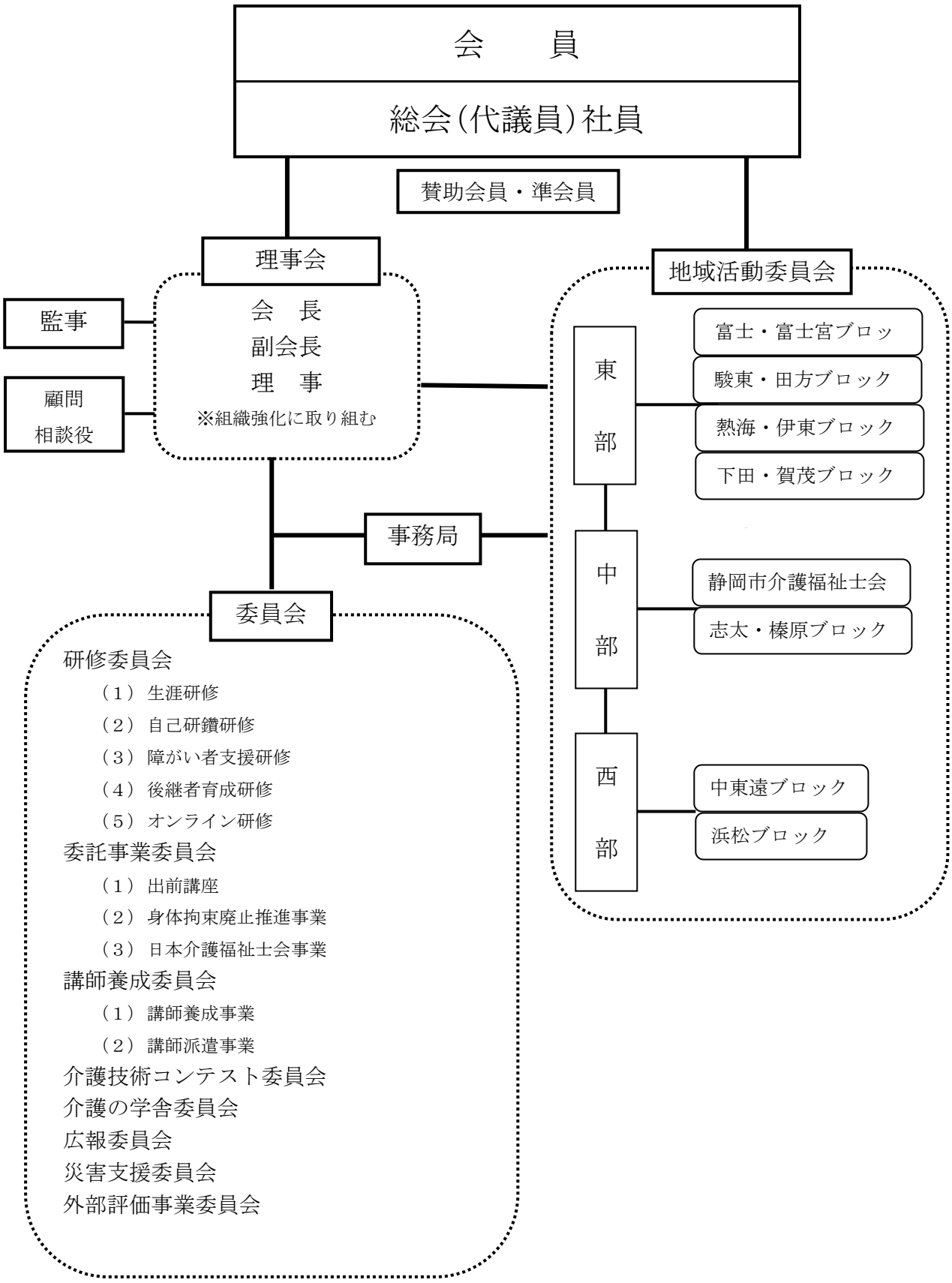

一般社団法人静岡県介護福祉士会 代議員一覧

※任期期間　＜令和6年5月19日～令和8年5月総会終了日まで＞

NO	ブロック	氏　　名	NO	ブロック	氏　　名
1	富士・富士宮（4名）	石川　千春	26	静岡市介護福祉士会（12名）	塚本　純一
2		市川　智子	27		堀　清詞
3		中澤　朋子	28		増井　裕子
4		渡邉　和代	29		花村　加奈子
5	駿東・田方（11名）	鈴木　都志子	30		原木　加奈
6		奥城　猛	31		山田　英和
7		柴田　和之	32	志太・榛原（8名）	相澤　昌子
8		芦川　純	33		松野　友加里
9		中山　拓郎	34		大橋　一良
10		小田　明弘	35		堀田　隆弘
11		内田　清敬	36		小見山　綾乃
12		坂下　裕	37		鈴木　淡
13		杉山　泉	38		伊藤　里紗
14		日吉　佑紀	39		小沼　克典
15		袴田　弘道	40	中　東　遠（4名）	西山　貴子
16	熱海・伊東（2名）	石黒　恵子	41		川上　佳代子
17		井上　麻紀	42		齊藤　佳香
18	下田・賀茂（2名）	森　竜太	43		田立　笑子
19		齋藤　喜久美	44	浜　　松（7名）	安形　典子
20	静岡市介護福祉士会	良知　由浩	45		大棜　晃久
21		秋原　真実	46		磯部　利之
22		川守　成太郎	47		戸倉　恭世
23		宮谷　佳亜	48		加茂　伸幸
24		原田　むつみ	49		渥美　益美
25		山道　昇三	50		小野田　ひろ美

令和７年度　記念講演

『多様性の中で輝く自分らしさ』
～だれもが自分らしく暮らせる社会～

佐藤　みどり　氏

島根県育ち松江市在住の LGBT 当事者。島根県警の警察官として 11 年勤務するも、このまま本当の自分を隠して生きたくないと思い、LGBT 当事者であることをオープンにして生きることを決意。令和４年３月に退職し、講演などの LGBT 理解啓発活動や、オンラインでコーチングなどの仕事を行っている。島根県初となる「島根レインボーパレード」実行委員長としても稼働。2023.11.25、200 人を超える人たちとともに街中をパレード。地方特有の閉塞感を打破し、LGBT に限らずすべての人がイキイキと生きる島根を目指す。

入会について（https://www.jaccw.or.jp/about/nyukai）

日本介護福祉士会への入会手続をすることで、都道府県介護福祉士会にも同時入会いただいております。

入会方法は、1 WEB での申込 または 2 書面での申込 にてお申込みください。

1 WEB での申込

必要事項をご入力のうえ、お手続きください。
ご入力後、本人確認メールが届きます。

本文中の URL をクリックして本登録完了です。

2 書面での申込

入会申込書等の郵送依頼は、以下事務局からお願いします。

静岡県介護福祉士会 TEL054-253-0818

入会申込書等に、必要事項をご記入の上、下記ご送付先までお送りください。

（ご送付先）
〒112-0004 東京都文京区後楽 1-1-13 小野水道橋ビル5階
公益社団法人日本介護福祉士会事務局 宛
※郵便事情によりお時間がかかる場合があります。

入会時の納入金 11,500 円（①+②+③）

＜内 訳＞

日本介護福祉士会	入会金	3,000 円 ……①
日本介護福祉士会	年会費	5,500 円 ……②
静岡県介護福祉士会	年会費	3,000 円 ……③

※ただし、介護福祉士養成施設や福祉系高等学校を卒業された翌年度中に入会される方は、原則として令和 7 年度は入会金および初年度の年会費が免除となります。2026 年度入会費・年会費については 2026 年 4 月より適用されます。

日本介護福祉士会・都道府県介護福祉士会　入会申込書

日本介護福祉士会　会長　殿
都道府県介護福祉士会　会長　殿

私は、貴会の目的に賛同の上、
1.貴会の定款・倫理綱領を確認し、遵守すること
2.【個人情報について】及び貴会の個人情報方針を確認し、同意したこと
3.ケアウェル（会員専用サイト）利用規約を確認し、同意したこと
4.入会年度以降、所属した年度について、会費を全て納入すること
5.（再入会の方）退会した年度を含め、会費を全て納入していること
以上の項目を誓約し、入会を申し込みます

記入日：　　年　　月　　日

※必ず、下記①～⑧二次元コードの内容確認の上、日本介護福祉士会・都道府県介護福祉士会入会申込書をご記載ください
※左記の項目は、【重要事項】として、下記の二次元コードから同じ内容を含む情報をご印刷いただけます
※必ず、本書裏面の記載事項をご確認ください
※控えが必要な方は本書をコピーしてください（本書はご提出ください）

ふりがな			
名　前			
携帯番号 （電話番号）		生年月日 （西暦）	年　月　日
E-Mail	**※大切なお知らせは、当会からＰＣメールでご連絡**します。 キャリアメール（携帯メール）アドレスをご登録される際は@jaccw.or.jp を受信許可してください		
介護福祉士 登録番号	第　　号 ※介護福祉士登録証について、裏面をご参照ください	登録年月日	年　月　日
所属する都道府県介護福祉士会		都道府県	※自宅または勤務先住所のある都道府県をご記入ください
自宅住所	〒　　ー 都道府県　　市区郡町村		
郵便物送付先を自宅住所以外にされる場合のみご記入	□その他 □勤務先	〒　　ー 都道府県　　市区郡町村	
		勤務先に☑した場合 勤務先名称	
学卒 昨年度末に該当校を卒業された場合ご記入	養成施設名 福祉系高校名	卒業年月 （西暦）	年　月
入会きっかけ いずれか１つ ○印でご選択ください	1.ＨＰ・リーフレットを見て　2.勤務先からの紹介　3.会員からの紹介　4.研修会参加　5.学校からの紹介 6.合格通知に同封されていた案内を見て　7.その他（　　）		
納入方法 ○印でご選択ください	1．クレジット　2．口座引落　3．振込用紙 納入方法の詳細について裏面をご確認ください		

①定款　②会員規則　③都道府県介護福祉士会 HP　④会費　⑤倫理綱領　⑥個人情報保護方針　⑦ケアウェル利用規約　⑧特定商法取引法に基づく表記はこちら

【お問い合わせ】公益社団法人 日本介護福祉士会 事務局
〒112-0004　東京都文京区後楽 1-1-13 小野水道橋ビル 5 階　E-mail：kaiin-kanri@jaccw.or.jp　TEL：03-5615-9295

受付日	会費納入方法　1：引落　2：振込　3：都道府県経由　5：その他(不備)　8：クレジットカード	振替月
	備考欄	

一般社団法人静岡県介護福祉士会定款

第　1　章　　総　　則

（名称）

第１条　この法人は、一般社団法人静岡県介護福祉士会という。（以下「本会」という。）

（主たる事務所の所在地）

第２条　本会の事務所を静岡市に置く。

（目的）

第3条　本会は、介護福祉士の資質向上、社会的地位向上、介護の調査研究の実施、組織強化、制度政策の提言、県民の福祉の増進及び介護の普及に寄与することを目的とし、介護保険法に基づく介護員養成研修事業等、障害者総合支援法に基づく事業を実施する。

（事業）

第4条　本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 介護福祉士の資質向上に関する事業

(2) 介護福祉士の社会的地位向上に関する事業

(3) 介護調査研究に関する事業

(4) 介護の普及に関する事業

(5) 公益社団法人日本介護福祉士会及び他団体との連絡調整及びその事業への協力に関する事業

(6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（公告）

第５条　本会の公告は、電子公告により行う。　http://shizukai.jp/

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、本会の主たる事務所内の掲示場に掲示して行う。

（機関）

第６条　本会は、本会の機関として社員総会（以下「総会」という。）及び理事、監事並びに理事会を置く。また、監事会をおくこともできる。

第　2　章　　会員及び社員

（構成員）

第７条　本会の会員は、次の４種とする。

(1) 正会員　社会福祉士及び介護福祉士法第４２条の規定により介護福祉士として登録した者であって本会の目的趣旨に賛同し、会費を納入した者

(2) 準会員　本会の目的趣旨に賛同し、介護福祉士資格を保有しない者であり、会費を納入した者

(3) 賛助会員　本会の事業を援助する個人又は団体であって、かつ理事会の承認を得て会費を納入した者

(4) 名誉会員　本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者

（入会）
第８条　正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。
（会費）
第９条　正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
２．準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。
３．賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
（退会）
第 10 条　本会の会員は、次の各号に該当する場合は、退会したものとみなす。
（1）会員が退会を申し出たとき。
（2）会員が死亡したとき。
（3）会員が社会福祉士及び介護福祉士法第 32 条第 1 項又は第 2 項の規定により、登録を取り消されたとき。又は登録を抹消されたとき。
（4）正当な理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。
（拠出金品の不返還）
第 11 条　会員が既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。
（除名）
第 12 条　会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的趣旨に反する行為があった時は総会の特別決議により会員を除名することができる。
２．前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に当該総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、除名の特別決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。
（代議員制の採用）
第 13 条　本会は、代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
2.　本会の社員は、正会員の居住地又は勤務する職場住所によりブロックに分け、ブロックの正会員数に応じ代議員を選出する。（基準は細則に定める。）
３．代議員は、正会員の中から選出するものとし、各ブロックの正会員による公募、推薦又は話し合いによる正会員の総意により選出する。
４．代議員の任期は選任後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員の解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。
５．代議員が第 10 条（退会）及び第 12 条（除名等）により、当該ブロックの代議員に欠員が生じたときは、第 3 項の規定により後任の代議員を選出しなければならない。但し、後任の代議員の任期は、前任の代議員の残余期間とする。

6．正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。

（1）法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

（2）法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

（3）法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

（4）法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）

（5）法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

（6）法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

（7）法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利　（合併契約等の閲覧等）

（8）法人法第 299 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

第　3　章　　役　　員

（役員及び定数）

第 14 条　本会に次の役員を置く。

（1）理　事　　４名以上２５名以内

（2）監　事　　２名以上３名以内

２．理事から１名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また、３名以内を副会長とすることができる。

（役員の選任）

第 15 条　理事及び監事は、正会員の中から総会の決議において選任する。

２．会長、副会長、担当部長、副部長は理事会の決議において選任する。

３．理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（理事の職務及び権限）

第 16 条　理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

２．会長は、本会を代表しその業務を執行し、理事は理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

３．副会長は、会長を補佐して、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。

（監事の職務及び権限）

第 17 条　監事は、次に掲げる業務を行う。

（1）本会の会計を監査すること。

（2）理事の業務執行状況を監査すること。

（3）会計及び業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

（役員の任期）

第 18 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

２．監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

３．補欠又は増員により就任した理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

４．理事及び監事は、辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

第 19 条　役員が次の各号の一に該当する時は、総会の特別決議に基づき、解任することができる。但し、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

２．第 12 条第２項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

（責任の免除）

第 20 条　理事及び監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第１１２条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

２．　前項の規定にかかわらず、本会は役員の法人法第１１１条第１項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

第　４　章　　総　　会

（種別）

第 21 条　総会は、定時総会及び臨時総会とする。

（構成）

第 22 条　総会は、社員たる代議員をもって構成する。但し、議決権を持たない会員の出席を妨げない。

（権能）

第 23 条　総会は、法人法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画書及び事業報告書の承認

(2) 収支予算書及び収支決算書の承認

(3) 役員の選任及び解任

(4) 会員等の除名

(5) 定款の変更

(6) 財産の管理方法に関する事項

（開催）

第 24 条　定時総会は、毎事業年度終了後２か月以内に開催する。

２．臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 代議員の５分の１以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（招集）

第 25 条　総会は、会長が招集する。

２．会長は第２４条２項の規定による請求があった時は、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３．総会を招集する時は、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

（議長）

第 26 条　総会の議長は、その総会において、代議員の中から選出する。

（定足数）

第 27 条　総会は代議員の３分の２以上の出席がなければ開会することができない。

第 28 条　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した代議員の過半数をもって決する。

（書面表決等）

第 29 条　総会に出席できない代議員は、本会の他の代議員を代理人として表決を委任することができる。

２．前項の場合における前２条の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

（議事録）

第 30 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項等を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在数、出席者及び出席者氏名（書面議決者及び表決委任者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 開催目録、審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２．議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名以上が署名、押印しなければならない。

第　5　章　　理　　事　　会

（構成）

第 31 条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第 32 条　理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

①　総会決議事項

②　総会に付議すべき事項

③　総会の議決した事項の執行に関する事項

④　その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第 33 条　毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で、2 回以上その報告をしなければならない。

2. 理事会は、会長が必要と認めた時、又は理事から会議の目的たる事項を示して、請求があった時に開催する。

（招集）
第 34 条　理事会は、会長が招集する。
（議長）
第 35 条　理事会の議長は、会長がこれにあたる。

第　6　章　　名誉会長、顧問及び参与

（名誉会長、顧問及び参与）
第 36 条　本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。
　　２.名誉会長、顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て会長が別に定める。

第　7　章　　財産及び会計

（財産の構成）
第 37 条　本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。
　(1)　会費
　(2)　寄付金品
　(3)　財産から生じる収入
　(4)　事業に伴う収入
　(5)　その他の収入
（財産の管理）
第 38 条　本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決によって別に定める。
（経費の支弁）
第 39 条　本会の経費は、財産をもって支弁する。
（事業計画及び予算書）
第 40 条　本会の事業計画及びこれに伴う予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。
（暫定予算）
第 41 条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
　　２．前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
第 42 条　本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得るものとする。
（事業年度）
第 43 条　本会の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。
（剰余金分配の禁止）
第 44 条　本会の剰余金は、これを一切分配してはならない。

第　8　章　　事　務　局

（設置等）

第 45 条　本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第　9　章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 46 条　この定款は、総会において総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の３分の２以上の議決を得なければ変更することができない。

（解散）

第 47 条　本会は、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を得て解散する。

（残余財産の帰属）

第 48 条　本会が解散したときに残存する財産は、国または本会の意思を引き継ぐ公益的な団体に帰属させる。

第　10　章　　附　　則

（委任）

第 49 条　この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（最初の事業年度）

第 50 条　本会の最初の事業年度は、本会成立の日から平成２１年３月３１日までとする。

（設立時社員）

第 51 条　設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

前田　万正　　静岡県静岡市

飯田　泰子　　静岡県沼津市

（設立時役員）

第 52 条　設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	前田　万正
設立時理事	及川　ゆりこ
設立時理事	大原　みつぎ
設立時監事	吉永　京子
設立時代表理事	前田　万正

（法令の準拠）

第 53 条　　本定款に定めない事項はすべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

定款作成日	平成 20 年 11 月 26 日
定款認証日	平成 20 年 12 月 1 日
定款変更日	平成 24 年 4 月 30 日
定款変更日	平成 25 年 4 月 27 日
定款変更日	平成 26 年 4 月 26 日
定款変更日	平成 28 年 5 月 21 日
定款変更日	平成 30 年 3 月 24 日

発行日　　令和 7 年 4 月 25 日

発行・問合せ先　　一般社団法人 静岡県介護福祉士会事務局
〒420-0856
静岡市葵区駿府町 1-70
静岡県総合社会福祉会館 4 階
TEL　054-253-0818
FAX　054-253-0829
URL　　http://shizukai.jp
E-mail　shizukai@cy.tnc.ne.jp